

令和6年度第4回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会 次第

日 時：令和6年9月27日（金）

午後1時30分から

場 所：龍ヶ崎市役所5階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 指定管理申請者によるプレゼンテーション、ヒアリング

①龍ヶ崎市立図書館

(2) 指定管理候補者の選定

3 閉 会

龍ヶ崎市立図書館 指定管理者申請者に係る申請資格結果一覧表

	1.シダックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社 東関東支 店	2.図書館流通セン ター・アビック共同 事業体
(1) 図書館における指定管理業務が応募団体等の業務に該当していること。(定款の写し、団体の規約または登記事項証明書などにより確認できること。)ただし、共同事業体の場合は、構成団体のうち一つでも該当していること。	適	適
(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。	適	適
(3) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	適	適
(4) 市長、副市長、教育委員会委員若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人(本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)ではないこと。	適	適
(5) 本市から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと。	適	適
(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。	適	適
(7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。	適	適
(8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。	適	適
(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びこれらに準じる団体ではないこと。	適	適
(10) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。)ではないこと。	適	適
(11) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。	適	適
(12) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。	適	適
(13) 共同事業体として応募する場合は、代表団体、代表者並びに構成団体の名称とは別の共同事業体としての名称が定められていること。また、代表団体は施設運営に係る各業務を総合的に管理できる団体が担うこと。	適	適

指定申請者の評価のまとめ方について

(1) 各委員の評価 … 審査基準表に基づき、各委員一人ひとりが下表のとおり各評価項目ごとに評価ランクS～Eをつけ、申請者の評価を行う。

評価ランク

評価ランク	得点率	評価ランクの内容
S	100%	特に優れている（高度な能力を有している）
A	80%	優れている（十分な能力を有している）
B	60%	普通（一応の能力を有している）
C	40%	多少不十分である（能力が若干乏しい）
D	20%	不十分である（能力が乏しい）
E	0%	劣っている（任せることに不安がある）

評価例

審査基準及びポイント	配点	○委員	■委員	△委員	●委員
2 管理運営計画の適確性					
(1) 施設の設置目的の達…	25 点	C	B	A	A
(2) 利用者の満足度	15 点	A	B	B	B
(3) 指定管理業務に係る…	25 点	D	E	D	D

選定委員の皆さまは、S～Eのいずれかを項目ごとに記入。

たとえば、○委員の採点の場合、

項目	配点	評価ランク	点数
(1) 施設の設置目的の達…	25 点	C (40%)	10 点
(2) 利用者の満足度	15 点	A (80%)	12 点
(3) 指定管理業務に係る…	25 点	D (20%)	5 点

(2) 選定委員会としての評価 … 評価項目ごとに委員の評価点数を平均し、その合計を申請者の評価点数とする

○委員	■委員	△委員	●委員	委員会	
評価ランクと評価点数				平均点数	
C 10点	B 15点	A 20点	A 20点	16.3点	合計 65 点/委員数 = 16.25 → 16.3 (小数点第 2 位四捨五入)
A 12点	B 9点	B 9点	B 9点	9.8点	合計 39 点/委員数 = 9.75 → 9.8 (小数点第 2 位四捨五入)
D 5点	E 0点	D 5点	D 5点	3.8点	合計 15 点/委員数 = 3.75 → 3.8 (小数点第 2 位四捨五入)
					平均点数 3.8/配点 25 = 0.152 【D 相当】※

平均点数の合計点数をもって各申請者の評価とする。

※ 各評価項目において、算出した平均点数を当該配点で除した値 X が、 $0.1 < X \leq 0.3$ の場合、仮想の評価ランクとして D、 $X \leq 0.1$ の場合を E とし、各評価項目で D が 2 以上、E が 1 以上ついた申請者は、合計点数の如何によらず候補者として不適格とする。

【仮想 D・E 評価の例】

① 評価項目配点 25 点 , 平均点数 3.8 点

$3.8 \text{ 点} \div 25 \text{ 点} = 0.152 \rightarrow 0.1 < X \leq 0.3$ の場合に該当し 仮想 D 評価

② 評価項目配点 25 点 , 平均点数 2.5 点

$2.5 \text{ 点} \div 25 \text{ 点} = 0.100 \rightarrow X \leq 0.1$ の場合に該当し 仮想 E 評価

指定管理候補者選定 審査基準表

申請者名：

委員名：

審査基準及びポイント	配点	評価	得点
1 指定管理者としての適性	15	----	0
(1) 指定管理者としての認識 教育委員会の方針、施設の設置目的等を的確に理解し、公の施設の指定管理者となる意義や責務を認識しているか。また、管理運営に対する熱意を十分に持っているか。	5		
(2) 管理運営実績 ① 同種の施設の管理運営実績はあるか。 ② 施設の管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しているか。 ③ 共同事業体による申請の場合、それぞれの役割・責任分担が明確になっているか。	5		
(3) 経営基盤の安定性 経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか。	5		
2 管理運営計画の適確性 【有効性，効率性，適正性】	85	----	0
【有効性】	40	----	0
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み など ① 施設の効用を最大限に発揮するとともに、設置目的に沿った成果が得られるよう、適切な運営方針や目標などが定められているか。 ② 施設の利用者数の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設及び備品の維持管理に関する考え方は適正であり、効果的な提案がなされているか。 ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ⑤ その他施設の管理運営に関する効果的な提案があるか。	25		
(2) 利用者の満足度 ① 利用者の意見を把握し、それを反映できる仕組みがあるか。 ② 利用者からの苦情への対応が十分に考えられているか。 ③ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ④ その他利用者満足度を向上させるための具体的な提案があるか。	15		
【効率性】	25	----	0
(3) 指定管理業務に係る経費 など ① 指定管理料が妥当なものであるか。 ② 経費を低減させるための実施可能な提案があるか。 ③ 積算根拠が明確であり、また適切な収支計画となっているか。 ④ 教育委員会への還元金は妥当なものであるか。	25		
【適正性】	20	----	0
(4) 管理運営体制 など ① 施設の管理責任者や管理体制が明確に示されているか。 ② 配置する職員数や専門職員の配置が適切であり、雇用・労働条件等が配慮されているか。 ③ 職員の資質や能力向上が図られるよう考えられているか。 ④ 地元貢献（地域経済活性化や地域との連携 など）のための具体的な提案がなされているか。	10		
(5) 平等利用，安全対策，危機管理体制 など ① 施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。 ② 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ④ 防犯，防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。	10		